

加入・喪失・各種変更

ケーススタディー

『会社を退職したときの手続き』

加入・喪失・各種変更



このケーススタディーは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています

【学習目標】

- ✿ 会社を退職した場合の国民年金の種別変更の案内・手続き方法、保険料の免除、納付方法の案内等を習得する
- ✿ 業務支援ツールの基本的な使い方、来訪者への説明における活用の仕方を理解する
- ✿ 案内時の注意点・間違いやすいポイントを確認する

講師
工藤悠真

ナビゲーター
永年美結

これは便利

国民年金業務支援ツール丸わかりガイド

A

年金窓口業務初心者も使いやすい

- 窓口業務の丸め込んだツール体系
- ツールに沿ってお客様にわかりやすく説明
- 記載例、相談シートと必要書類リストなども充実

B

我が市町村に合わせてカスタマイズできる!

- 市町村業務に合わせて改変可能
- 編集しやすいファイル形式
- キヤラクターもせられる!!

C

高齢者・障がい者にも配慮したデザイン

- 高齢者も色弱の方なども見やすくデザイン
- 図や表が充実
- 聴覚障害、視覚障害、精神障害などにも配慮

国民年金業務支援ツールってなんだ?!

1 年金業務を円滑化!!

徹底して市町村の業務を研究して作成された業務支援ツール。窓口業務の流れに即して業務支援ツールを使うことができます。

2 説明もれを防止!!

うっかりとした説明もれや口頭説明によるお客様ごとの誤解など、窓口トラブルを未然に防止するため、もれなく、正確に実施することができます。

3 これ1つでOK!!

この業務支援ツール一式で、適用、免除、老齢、障害、遺族、未支給年金、死亡一時金・葬給年金の主だった窓口業務を網羅。

C

高齢者・障がい者にも配慮したデザイン

- 高齢者も色弱の方なども見やすくデザイン
- 図や表が充実
 - 聴覚障害、視覚障害、精神障害などにも配慮

機能 業務	メイン ツール	サブツール					
	お手続き ガイド	相談時に使用する振り返りシート	受理時にお渡しするシート		次回までにご用意いた だく持ち物 リスト	説明中に 使うシート	資料集
			説明事項の ご確認	お手続きの 完了について			
加入喪失 各種変更		相談引継 シート 				任意加入 返戻防止 チェック シート 	ハンド ブック
免除 納付猶予						情報整理 シート 	
老齢基礎 年金			相談シート 				
障害基礎 年金			相談シート 	相談シート 			
遺族基礎 年金			初めてご相談 される方へ のご質問 	窓口相談 対応票 個人情報 	窓口相談 対応票 相談記録 		
未支給 年金			死亡を原因 とした給付 相談シート 	相談シート (チェック表) 			
寡婦年金 死亡一時 金			相談シート (チェック表) 	相談シート (チェック表) 			
			寡婦 相談シート (チェック表) 	死亡一時金 相談シート (チェック表) 	寡婦 - 死一 		



これは便利

国民年金業務支援ツール丸わかりガイド

A
年金窓口業務初心者も使いやすい

- 窓口業務の認知に沿ったツール構築
- ツールに沿ってお客様にわかりやすく説明
- 記載例、相談シートや必要書類リストなども充実

B
我が市町村に合わせてカスタマイズできる!

- 市町村業務に合わせて改変可能
- 編集しやすいファイル形式
- キャラクターものせりがきる!!

C
高齢者・障がい者にも配慮したデザイン

- 高齢者も色柄の方なども見やすくデザイン
- 図や表が充実
- 聴覚障害、視覚障害、精神障害などにも配慮

25冊

国民年金業務支援ツールってなんだ?!

1 年金業務を円滑化!!

調査して市町村の業務を研究して作成された業務支援ツール。窓口業務の流れに即して業務支援ツールを使うことができます。

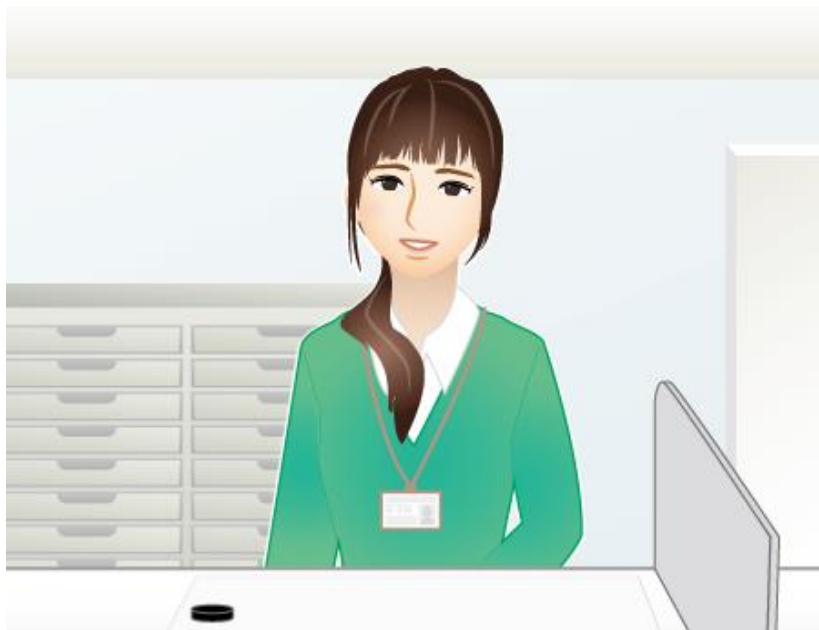
2 説明もれを防止!!

わかりやすい説明もれや口頭説明によるお客様の誤解など、窓口トラブルを未然に防止するため、もれなく、正確に実施することができます。

3 これ1つでOK!!

この業務支援ツール一式で、適用、免除、老齢、障害、遺族、未支給年金、死亡一時金・寡婦年金のまじった窓口業務を網羅。





窓口担当者のプロフィール

国保年金課の年金担当

氏名：柳原 未来（やなぎはら のぞみ）

年齢：26歳

経歴：入庁5年目
国保年金課の担当になり1年目

情報：日本年金機構が利用している社会保険
オンラインシステムの利用環境がない





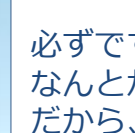
こんにちは。年金についてのご相談ですか。



会社を退職したので、人事から国民健康保険と国民年金の手続きをするように言われてまして・・・
毎週通院しているので、とりあえず、とんで国民健康保険の手続きをしたんですが、そこで国民年金の手続きもするように言われてまして。国民年金は別に入らなくていいかな、と思ってるんですけどね。



国民健康保険の窓口でお話しさせていただいた
とおり、同時に国民年金の手続きも必ず行って
いただきます。



必ずですか……。今は失業しているし、
なんとかまた就職して厚生年金に入るつもり
だから、国民年金は結構です。



加入・喪失・各種変更

来訪目的の確認と国民年金制度の概略の説明



国民年金の加入者

必ず加入しなければならない人 加入・喪失・変更
(加・P.11/22)

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業等により次の3種類に分類されます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など	会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者が20歳以上60歳未満の人
■加入手続き 市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。	■加入手続き 勤務先を通じて手続きを行います。	■加入手続き 配偶者の勤務先を通じて手続きを行います。
■保険料 自分で保険料を納めます。	■保険料 厚生年金・共済年金の保険料を納めます。 (国民年金保険料が含まれます。)	■保険料 自分で保険料を納める必要はありません。

(注) 65歳以上70歳未満の被用者年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に	将来の“まさか”に	老後の“安心”に
障害基礎年金	遺族基礎年金	老齢基礎年金
病気やけがなどで障がい	一帯の働き手が亡くなっ	65歳になったら生活費



こちらに書いてあります「必ず加入しなければならない人」の最初のところをご覧ください。「日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入する」ことが法律上決まっております。

はあ・・・





これまで、会社にお勤めされていたとお伺いしましたが、会社にお勤めの間は厚生年金保険に加入されていたのと同時に国民年金の第2号被保険者として加入されていました。厚生年金は会社を通じて加入手続きを行っていただきますが、国民年金の分も含めて保険料を納めてもらっております。

今回、会社を退職されたとのことですので、こちらの国民年金の「第1号被保険者」に該当することになります。お住まいの市町村の窓口で、ご自分で切り替える手続きを行って、ご自分で保険料も納めていただくこととなります。

国民年金の加入者

ならない人

加入・喪失・変更 (18-P-11/22)

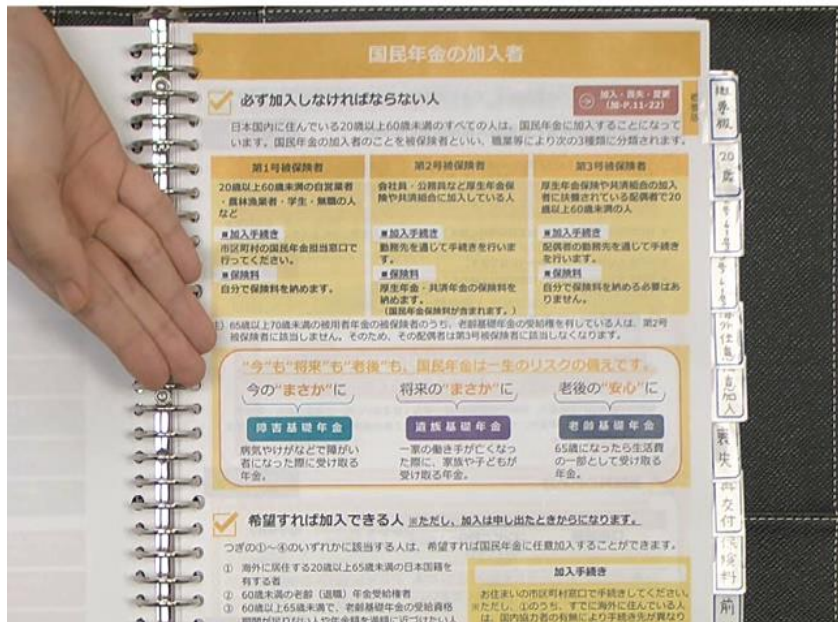
65歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになったことを被保険者といい、職業等により次の3種類に分類されます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など	会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者が20歳以上60歳未満の人
■加入手続き 市町村の国民年金担当窓口で行ってください。 ■保険料 自分で保険料を納めます。	■加入手続き 勤務先を通じて手続きを行います。 ■保険料 厚生年金・共済年金の保険料を納めます。(国民年金保険料が含まれます。)	■加入手続き 配偶者の勤務先を通じて手続きを行います。 ■保険料 自分で保険料を納める必要はありません。

(注) 65歳以上70歳未満の被用者年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に	将来の“まさか”に	老後の“安心”に
障害基礎年金	遺族基礎年金	老齢基礎年金
病気やけがなどで障がい	一家の働き手が亡くなっ	65歳になったら生活費

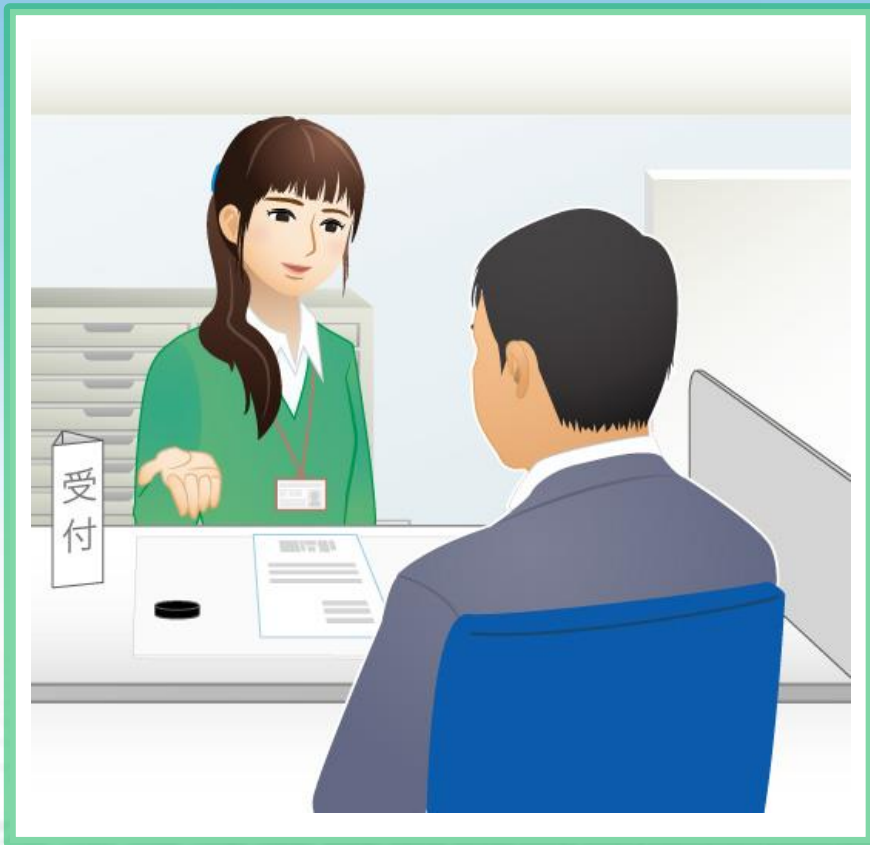


国民年金の切り替え手続きを行って、保険料をきちんと納付することで、こちらの3つの年金給付が受けられます。

病気やけがにより障害の状態になった場合に支給される「障害基礎年金」、一家の働き手が亡くなったときにその遺族に支給される「遺族基礎年金」、そして65歳以上になったとき支給される「老齢基礎年金」という年金給付で、一生のリスクに備えることができます。

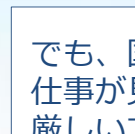
なるほど。



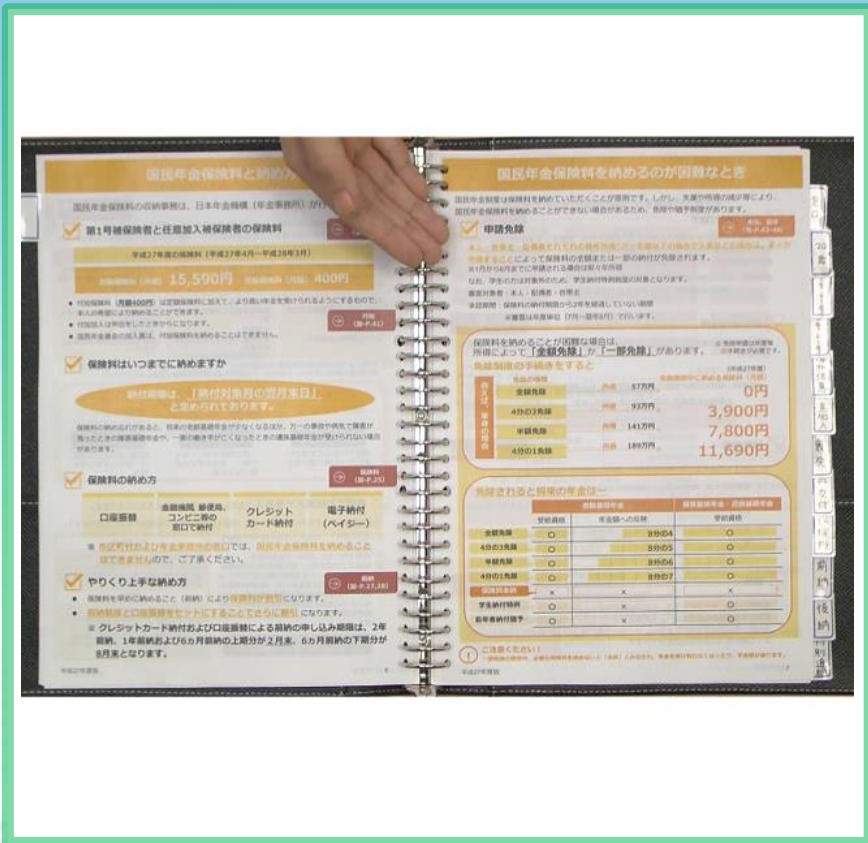


今まで会社にお勤めするときには「厚生年金保険料」が毎月の給与から天引きされてきました。国民年金では、ご自分で加入手続きを行わず、保険料を納めなかった場合には、将来の年金給付が受けられなくなることもあります。

また、障害を負ったとき、亡くなられたときにも、年金を受け取るために必要な期間、国民年金保険料の納付がなければ、やはり年金給付は受けられない場合がございます。



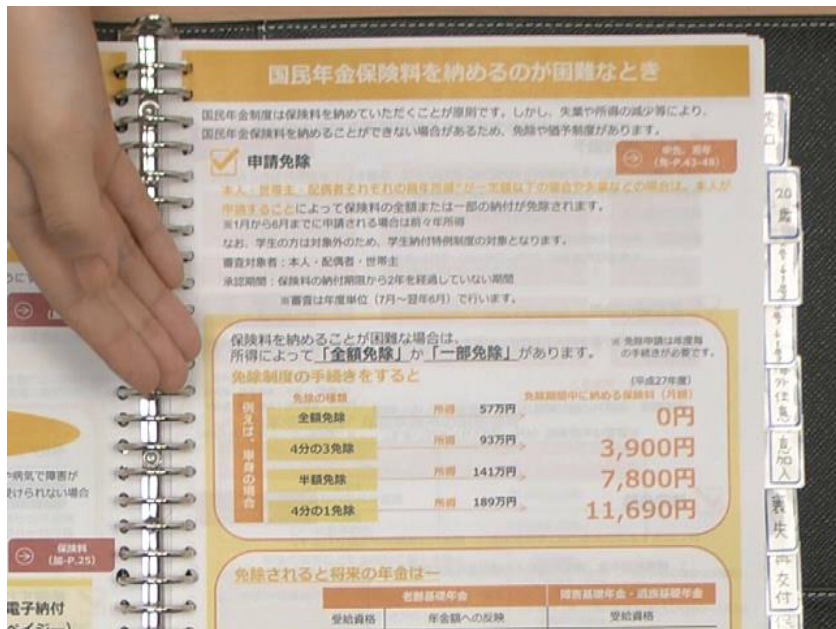
でも、国民年金の保険料は高いでしょう。次の仕事が見つかるまでは無職で、保険料の納付は厳しいですよ。



失業されているなかで月額15,000円以上の保険料はかなりのご負担になると思います。そのため保険料の納付が難しい方には保険料の「免除制度」もございます。

免除制度・・・初めて聞きます。

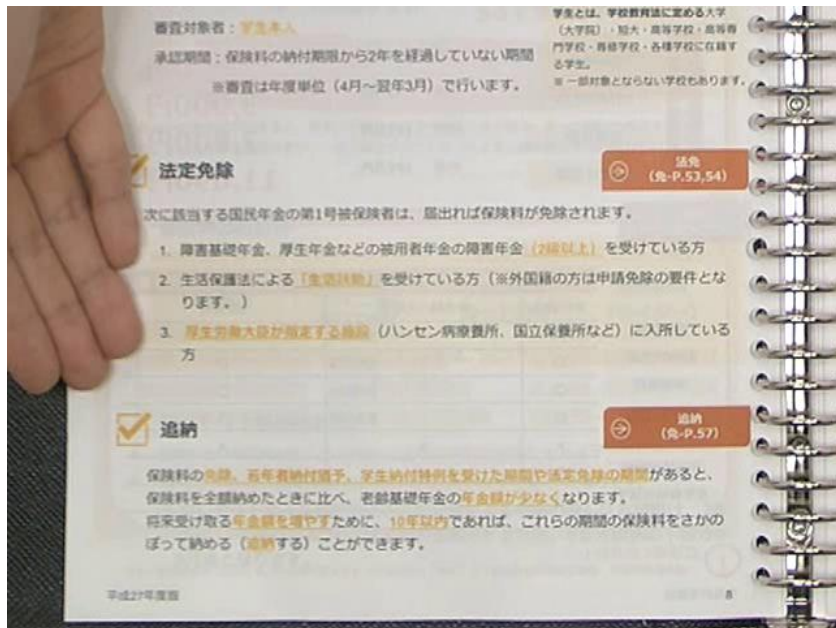




こちらをご覧ください。失業したりして、世帯の収入が少なくなったときに免除の申請をしていただき、承認を受けると保険料の全部または一部が免除されます。

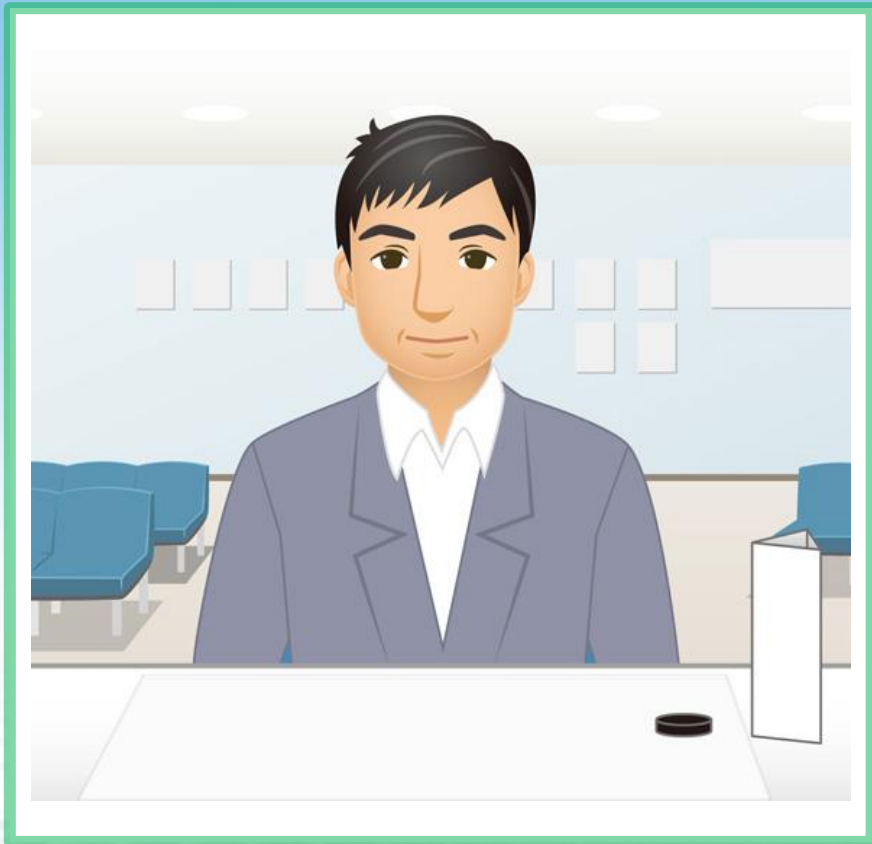
なるほど。





免除を受けた期間は、納付したときと比べ、将来受け取れる年金の金額が減ってしまいますが、年金を受け取るために必要な期間には算入され、国庫負担（税金）分の年金を受け取ることができます。

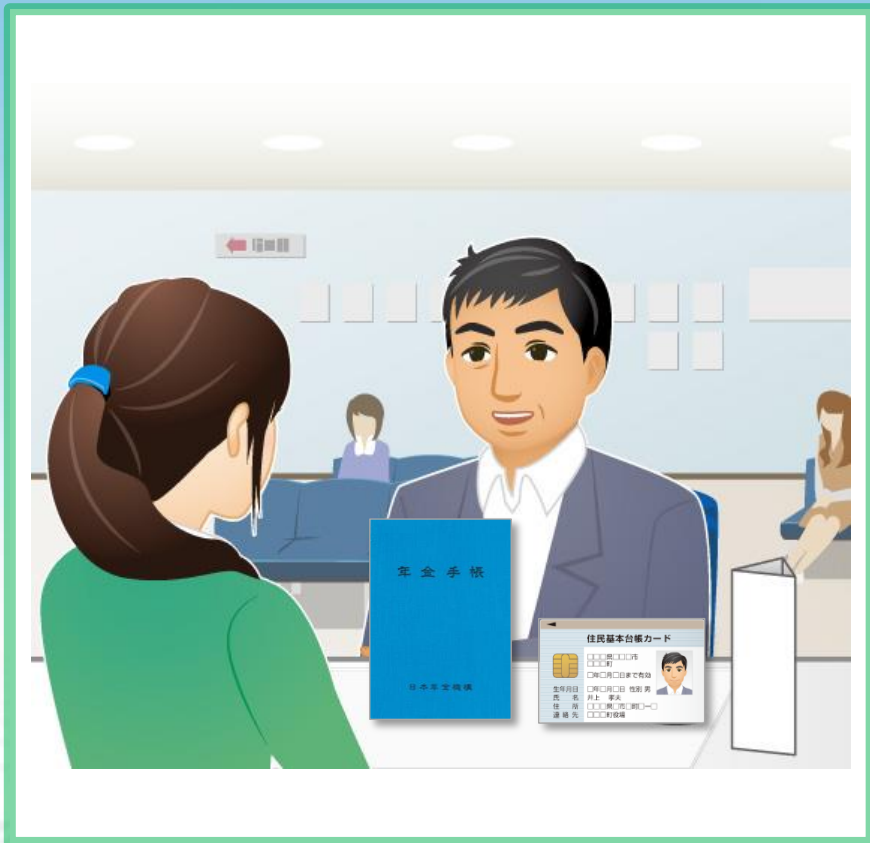
さらに、免除を受けたときから10年以内であれば、追納制度といってあとからその期間の保険料を納めることで、受け取る年金の金額を増やすこともできます。



今まで、国民年金に加入しても老後の備えだけになるんだとばかり思っていたんですが、手厚い制度なんですね。これまで厚生年金にも加入してきましたし、これからの人生に何があるかわからないので、国民年金の手続きもしていきます。



ご理解いただきありがとうございます。



それでは、お手続きの説明をさせていただきますが、お時間はよろしいでしょうか？



ええ、大丈夫です。



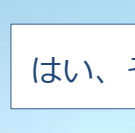
最初にご本人確認をさせていただきます。免許証などご本人確認ができるもの、それから基礎年金番号を確認できる年金手帳など本日お持ちですか。



免許証はありませんが「写真付きの住基カード」をもっています。年金手帳は町役場のホームページで持ってくるように書いてあったから一応持ってきてます。

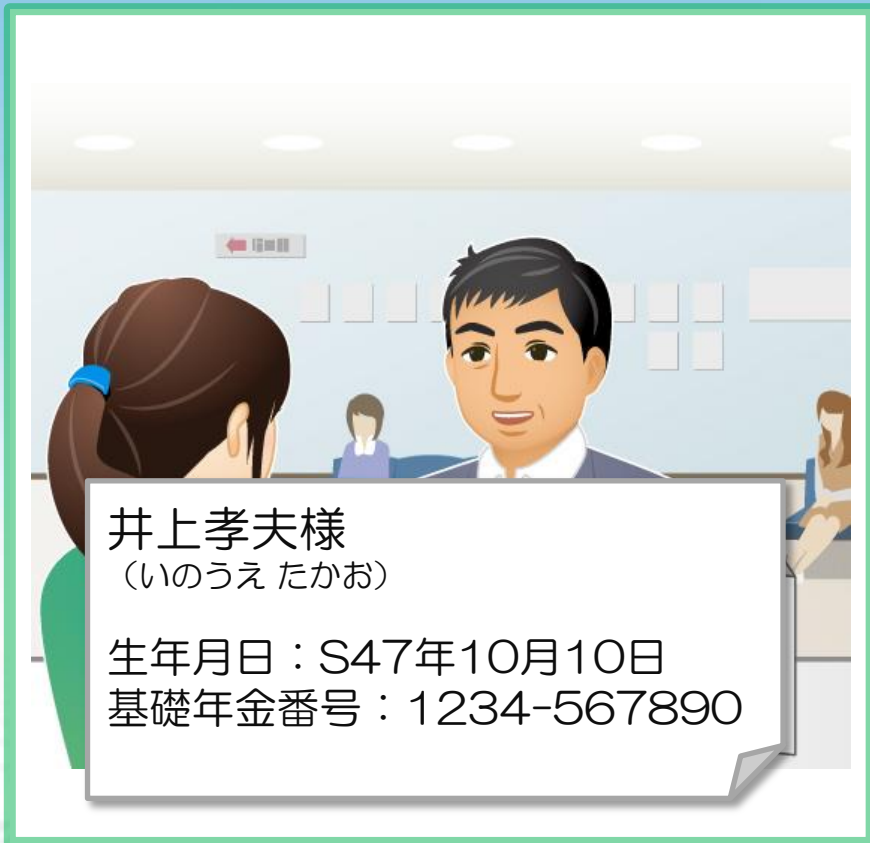


では、確認させていただきます。お名前は
井上 孝夫 (いのうえ たかお) 様ですね。



はい、そうです。







ご本人確認ができました。ありがとうございます。
 まずこちらをご覧ください。「会社を退職」されたときは厚生年金から国民年金第1号被保険者への切り替えが必要となります。そのために「退職日」を確認させていただきたいのですが、本日、退職日を確認できるものはお持ちですか。

退職した方に扶養されていた配属

被用者年金の加入者でなくなった日

(第1号被保険者該当)届書

1号

※配偶者を扶養している場合、配偶者の方(第3号被保険者)のお手続きも必要です。

例：退職日が3月31日

退職日

退職日の翌日

提出期限

3月31日

4月1日

4月14日

第2号被保険者

←

→

第1号被保険者

切り替えの日

←

→

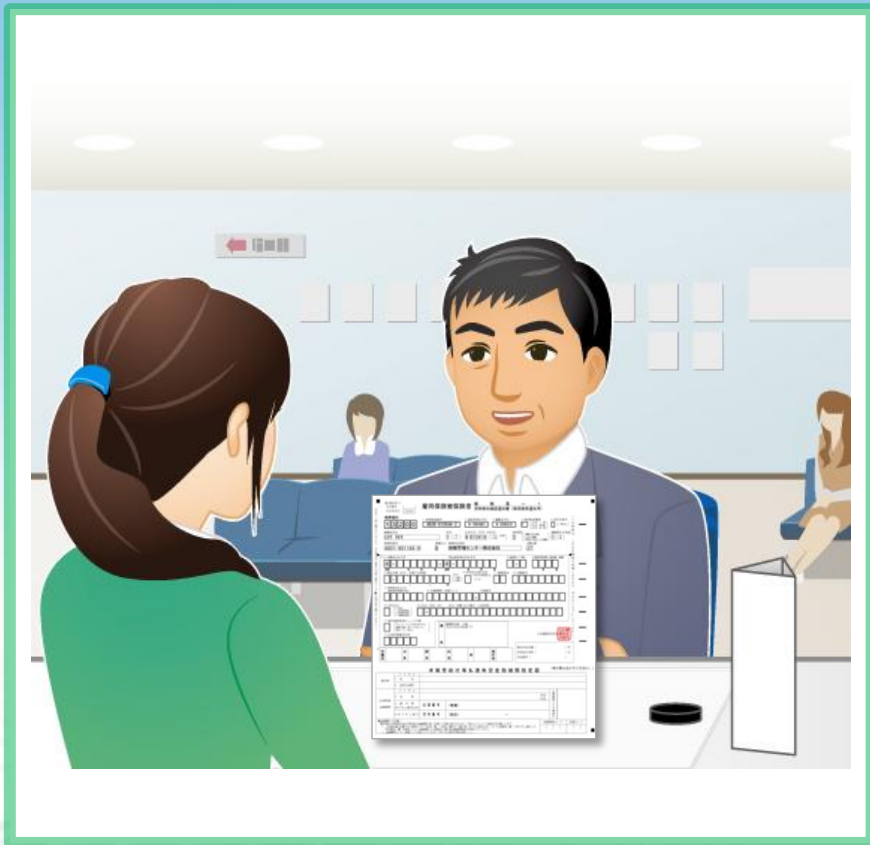
14日以内

納付方法は？

保険料 (No.8)

納付が困難な場合



現在学生の方	学生納付特例制度	学特 (No.17)
学生ではない方	申請免除・若年者納付猶予制度	申免、若年 (No.16)



はい。離職票をもってきてます。



拝見いたします。退職日は平成27年8月31日ですね。そうしますと切り替え日は退職日の翌日平成27年9月1日となります。



井上孝夫様

(いのうえ たかお)

生年月日：S47年10月10日

基礎年金番号：1234-567890

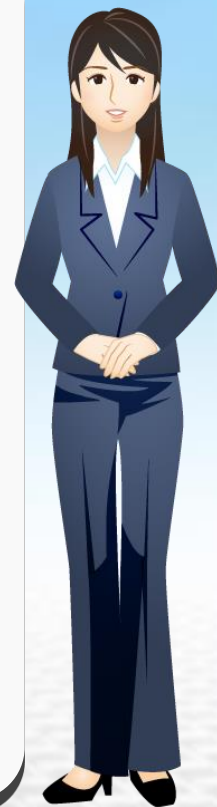
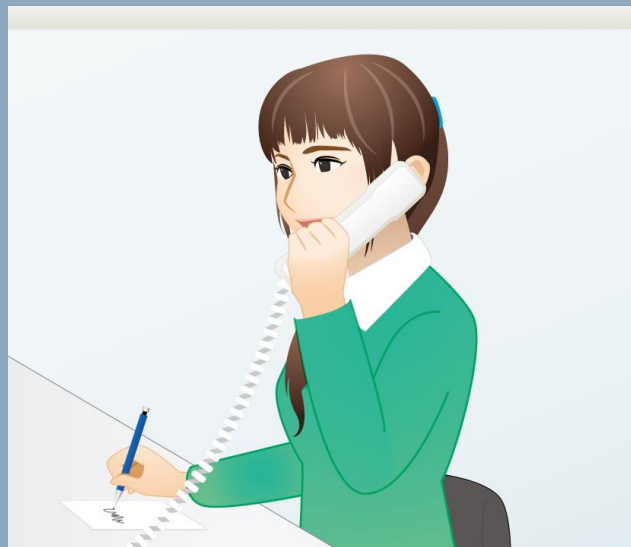
切り替えの日：H27年9月1日



それでは確認させていただいた情報を基に年金事務所へ井上様の加入記録を照会いたしますので、少々お待ちください。



<演習一 本人記録照会>





ご照会の井上孝夫様の得喪記録です。国年1号
平成4年10月9日取得、平成7年4月1日喪失、
同日厚年取得、平成24年10月1日喪失、
同日厚年再取得、平成25年12月1日喪失、
同日厚年再取得、平成26年4月1日喪失、
同日厚年再取得、平成27年9月1日喪失。
以上となります。



ありがとうございます。配偶者の記録は
登録されていますか。

少しお待ちください。・・・現在は3号です。



井上孝夫様

(いのうえ たかお)

生年月日：S47年10月10日

基礎年金番号：1234-567890

切り替えの日：H27年9月1日

国年1号H4年10月9日取得

H7年4月1日喪失、同日厚年取得

H24年10月1日喪失、同日厚年再取得

H25年12月1日喪失、同日厚年再取得

H26年4月1日喪失、同日厚年再取得、

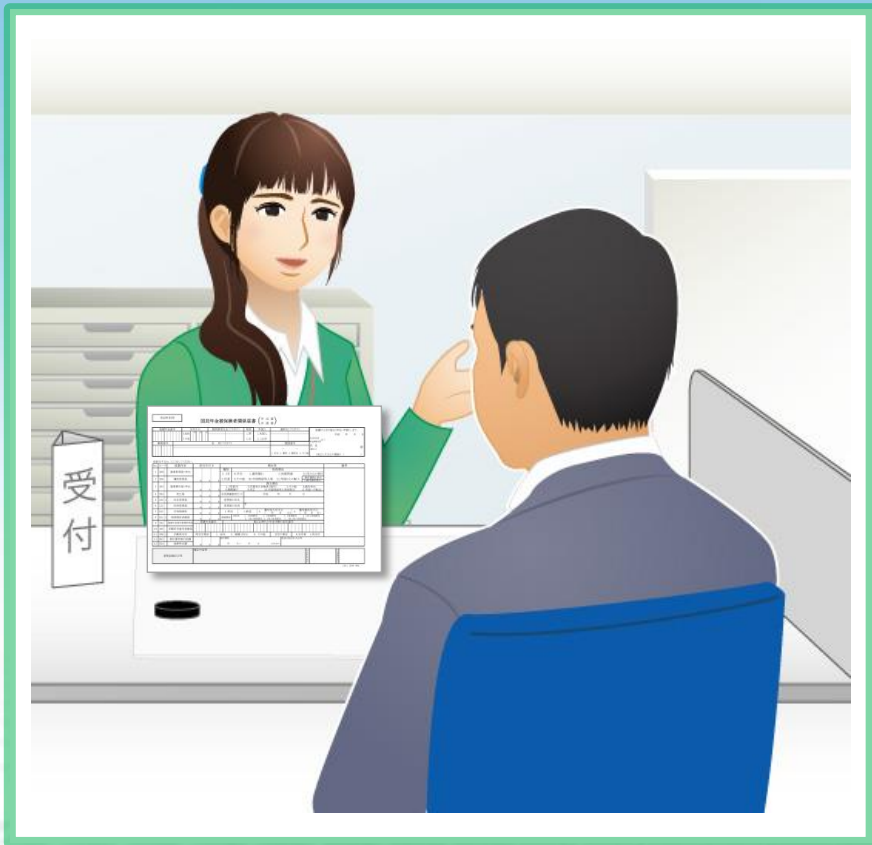
H27年9月1日喪失





井上様の厚生年金の資格喪失日は9月1日と確認
できましたので、切り替えのお手続きを進め
させていただきます。







届書等・通知書等① (資格取得)

国民年金被保険者関係届書 (申出書 申請書)

国民年金被保険者関係届書 (申出書 申請書)

市区町村用

国民年金被保険者関係届書 (申出書 申請書)

基礎年金番号 6.昭和 7.平成	生年月日 年 月 日	被保険者氏名(フリガナ)	性別 1.男 2.女	外国人 1.米国人 2.1以外	通称名(フリガナ)	記載のとおり届出(申出・申請)します。 平成 年 月 日
届出番号	住所(フリガナ)	電話番号	記載の市区町村 氏名 (届出A) (死亡した方との関係) ()			
1.自宅 2.携帯 3.勤務先 4.その他						

※該当するNo.に○をしてください。

No.コード	届書内容	該当年月日	理由等	備考
1 200	資格取得届・申出	年 月 日	種別 1.1号 0.学生 1.通用漏れ 2.20歳到達 3.2号からの移行 5.その他 10.中国残留邦人等 11.外国からの転入	取得理由 西庁申請書等 行政書士受任届
2 206	種別変更届	年 月 日	2.任意	
3 203	資格喪失届・申出	年 月 日	喪失理由 1.2号該当 2.任意加入対象者(国内) 3.その他 4.喪失申出 5.納付済了 6.死亡 10.中国残留邦人等 11.外国への転出	
4 304	死亡届	年 月 日	住民票確認死亡日 平成 年 月 日	
5 222-1	氏名変更届	年 月 日	変更前の氏名	
6 211	住所変更届	年 月 日	変更前の住所	
7 611	付加保険料	年 月 日	1.申出 2.辞退 3. 農年加入年月日 (年 月 日) 4. 農年喪失年月日 (年 月 日)	
8 621-2	免除理由消滅届	年 月 日	消滅理由 1.1号非該当 2.2号非該当 3.3号非該当 4.1号・2号非該当 5.1号・2号非該当 6.2号・3号非該当 7.1号・2号・3号非該当	
9 204	基礎年金番号変更届	基礎年金番号	届にお持ちの年金手帳の記号番号	
10 205	手帳記号番号登録届	基礎年金番号		
11 206-2	手帳再交付	再交付理由	1.紛失 2.破損(汚れ) 9.その他	交付の要否 0.交付要 1.再交付
12 662	納付書再発行依頼	発行期間	年 月 ~ 年 月	町送付先住所・氏名等
13 624	退納申出書	年 月 日	年 月 ~ 年 月	退納月分

資格記録訂正等	届正内容等	届出年月日	届出内容
---------	-------	-------	------

1411 1016 002

届出年月日	届出内容	届出内容
届出年月日	届出内容	届出内容
届出年月日	届出内容	届出内容
届出年月日	届出内容	届出内容



それではこちらの届書に記入をお願いいたします。



届書等・通知書等① (資格取得)

国民年金被保険者関係届書 (申出書 申請書)

市区町村用

国民年金被保険者関係届書 (申出書 申請書)

基礎年金番号	生年月日	被保険者氏名(フリガナ)	性別	外国人	通称名(フリガナ)	記載のとおり届出(申出・申請)します。
6.姓 7.平仮	年 月 日		1.男 2.女	1.米国人 2.1以外		平成 年 月 日
届出番号	住 所(フリガナ)	電話番号	記載の住所 氏名 (届出A)			
		1.自宅 2.携帯 3.勤務先 4.その他	(死亡した方との関係) ()			

各該当するNo.に○をしてください。

No.コード	届書内容	該当年月日	理由等	備考
1 200	資格取得届・申出		種別 1.1号 0.学生 1.通用漏れ 2.20歳到達 3.2号からの移行	
2 206	種別変更届		2.任意 5.その他 10.中国残留邦人等 11.外国からの転入	居住者更正書 行方不明届出状
3 203	資格喪失届・申出		喪失理由 1.2号該当 2.任意加入対象者(国内) 3.その他 4.喪失申出	
4 304	死亡届		5.初喪完了 6.死亡 10.中国残留邦人等 11.外国への転出	
5 222 1	氏名変更届		住民票確認日 平成 年 月 日	
6 211	住所変更届		変更前の住所	
7 611	付加保険料		1.申出 2.辞退 3. 農年加入年月日 (年 月 日) 4. 農年喪失年月日 (年 月 日)	
8 621 2	免除理由消滅届		免除理由 1.1号非該当 2.2号非該当 3.3号非該当 4.1号・2号非該当 5.1号・2号非該当 6.2号・3号非該当 7.1号・2号・3号非該当	
9 204	基礎年金番号変更届		届にお持ちの年令手帳の記号番号	
10 205	手帳記号番号登録届			
11 206 2	手帳再交付		再交付理由 1.紛失 2.破損(汚れ) 9.その他	交付の要否 0.交付要 1.再交付
12 662	納付書再発行依頼		発行期間	再発行元住所・氏名
13 624	退納申出書		年 月 ~ 年 月 当月分まで	

資格記録訂正等	届正内容等	届出年月日	届出番号

1411 1016 002





届書等・通知書等① (資格取得)

国民年金被保険者関係届書 (申出書 申請書)

市区町村用

国民年金被保険者関係届書 (申出書 申請書)

基礎年金番号	生年月日	被保険者氏名(フリガナ)	性別	外国人
	5.昭和 年 月 日 7.平成		1.男 2.女	1.米国人 2.1以外
郵便番号	住所(フリガナ)			

※該当するNo.に○をしてください。

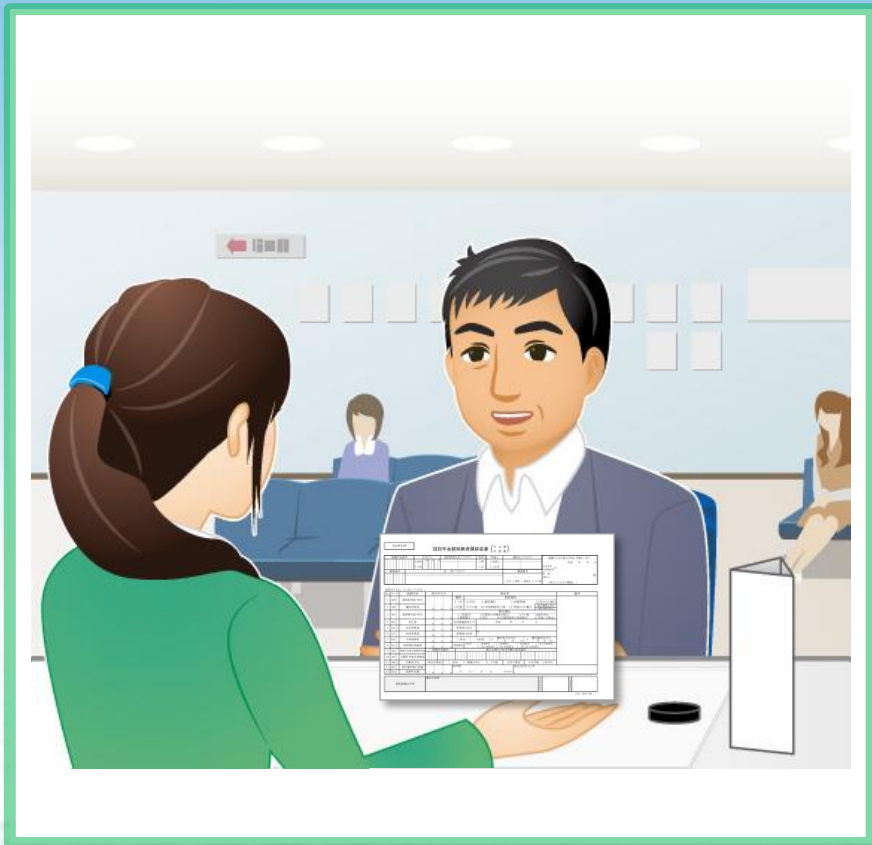
No.	コード	届書内容	該当年月日	理由等
1	200	資格取得届・申出	年 月 日	種別 0.学生 1.適用漏れ 2.任意 5.その他 10.中国残留邦人等
2	206	種別変更届	年 月 日	喪失理 1. 2号該当 2.任意加入対象者(国内 5.期間満了 6.死亡 10.中国列
3	203	資格喪失届・申出	年 月 日	住民票確認死亡日 平成
4	204	死亡届	年 月 日	



太線枠内はすべて記入してください。その下の欄は、まず資格取得届のNo.1に○を付けていただき、該当年月日欄には切替日である「平成27年9月1日」と記入してください。「種別」は「1」、取得理由は「2号から移行」の「3」にそれぞれ○を付けてください。

加入・喪失・各種変更

「国民年金被保険者関係届書」の記入





ありがとうございました。書類をお預かりいたします。
ところで、井上様、先ほど井上様の年金記録を確認した際、奥様についても年金のお手続きが必要だとわかりましたので、奥様の年金のお手続きについてもご案内させていただきたいのですが。

つ、妻の分も？

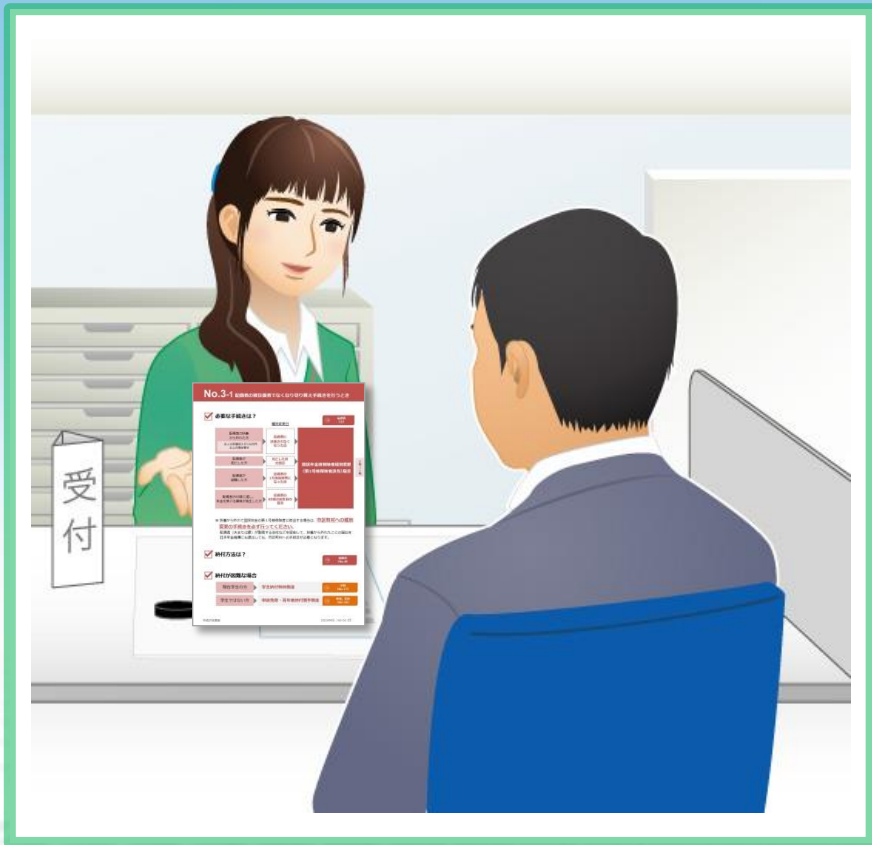




はい。奥様の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えのお手続きのために、種別変更届書の提出も必要となります。



えっ！厚生年金から国民年金へ変わるのは私だけですけど…それと、会社に健康保険証を家族の分も含めて返却したとき、妻が扶養から外れた手続きは終わっているんじゃないの？



No.3-1 配偶者の被扶養者でなくなり切り替え手続きを行うとき

必要な手続きは？



3号↓1号

※ 扶養から外れて国民年金の第1号被保険者に該当する場合は、**市区町村への種別変更の手続きを必ず行ってください。**

配偶者（夫または妻）が勤務する会社などを經由して、扶養から外れたことの届出を日本年金機構にも提出しても、市区町村への手続きが必要となります。



井上様の奥様の場合、こちらの「配偶者が退職した方」つまり、井上様が退職されたときに該当いたします。第3号被保険者というのは厚生年金等に参加されている方に扶養されている配偶者で、井上様の奥様がこれにあたります。
今回、井上様が厚生年金の加入者ではなくなるので、配偶者の方も切り替えのお手続きが必要なことが法律で定められています。



私が厚生年金から国民年金に切り替わるので、妻も国民年金の手続きが別に必要ということですか？



はい。



その手続きをしないと、どうなりますか？



はい、日本年金機構がお手続きのお願いを文書等で行います。どうしても手続きを行っていただけない場合は、最終的に日本年金機構でその事実を確認させていただいたうえで、配偶者の方を第1号被保険者へ強制的に変更して、納付書を送付させていただきます。

ちよっ、ちよっと待ってください！ 妻の分を含めて毎月の保険料はいくらになるのですか？





No. 国民年金保険料額について

国民年金保険料 (平成27年度の額)

平成27年度の保険料 (平成27年4月～平成28年3月)

定額保険料 (月額)	15,590円	付加保険料 (月額)	400円
------------	---------	------------	------

※国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。

 付加
(No.9)

国民年金保険料の納付義務

国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられています。

納付しない場合は、日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や連帯納付義務者である配偶者、世帯主の銀行口座等が差押えられることがあります。

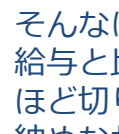
納付方法



口座振替

口座振替
(No.1)金融機関、郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付窓口
(No.2)クレジット
カード納付クレジット
(No.3)電子納付
(ペイジー)電子納付
(No.4)

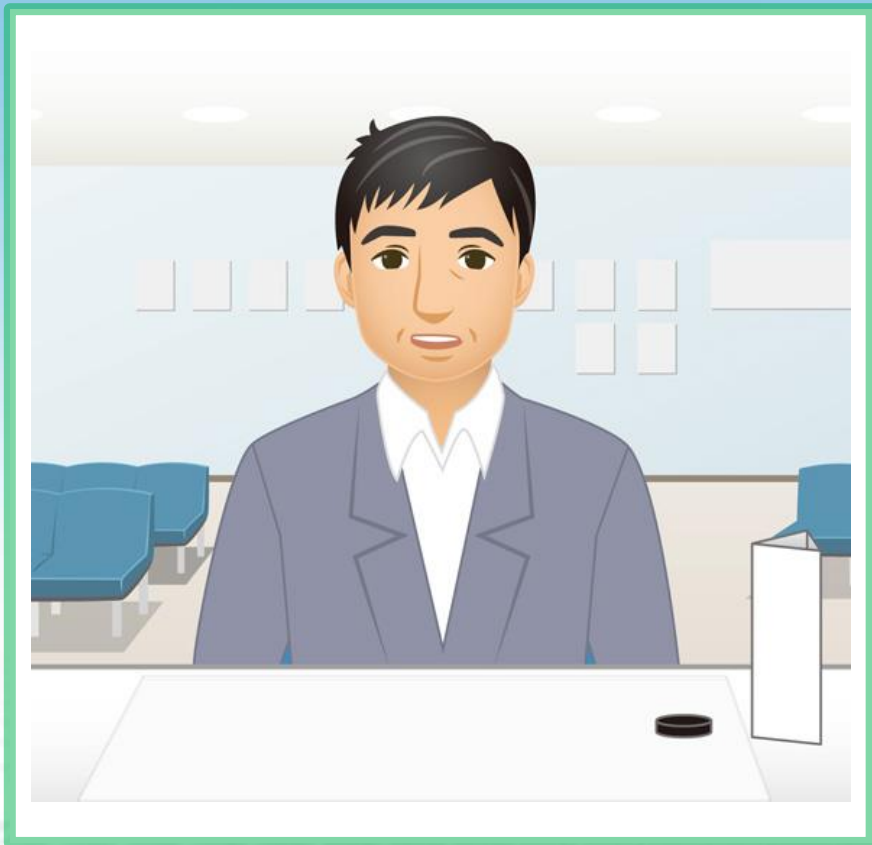
こちらをご覧ください。



そんなになるのか…失業手当は会社員当時の給与と比較して少ないですし、生活費はそれほど切り詰めることはできません。これを納めなかった場合はどうなりますか？



20歳～60歳になるまでの40年間、つまり480月の公的年金保険料の納付は、法律で決まっていることをまずはご理解ください。



義務ってことですか？



はい、法律で決まっている国民の義務です。
また、未納が続くと井上様が将来受け取る老齢年金の額が減ったり、最悪の場合は老齢年金を受け取れなくなったりします。また、障害年金や遺族年金が受給できなくなる場合もありますので、必ず納付をお願いいたします。

それはわかったけど…でも、きつい金額だな。





井上様、未納のままにしておきますと、日本年金機構が委託している民間の事業者から保険料を納付するように勧奨されますし、その後、日本年金機構からも催告させていただきます。
さらに、保険料を未納にしていると、ご本人や、その配偶者と世帯主にも税金と同じように督促させていただくこととなります。

督促状が来るのか…配偶者にも？



はい。配偶者や世帯主も法律上連帯して納付する義務があります。

そんなに厳しいんだ。



No.8-1 保険料額について

- 国民年金の保険料 (平成27年度の額)
平成27年度の保険料 (平成27年4月～平成28年3月)

定額保険料 (月額) 15,000円 付加保険料 (月額) 400円

※国民年金保険料は社会保険料の対象となります。

付加
(No.9)

 国民年金保険料の納付義務

国民年金保険料を納付することは**法律で義務付け**られております。

納付しない場合は、**日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や連帯納付義務者である配偶者、世帯主の銀行口座等が差し押えられる**ことがあります。

 納付方法

- 口座振替 (No.14) 窓口 (No.13) クレジット (No.15) 振子納付 (No.13)

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、**国民年金保険料を納めることはできません**ので、ご了承ください。

早割制度 (口座振替)

- 通常：翌月末日振替
- 早割：当月末日振替 ⇒ 年間600円 (月額50円) の割引

前納制度

- 保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になります。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。



そうなんです。それでも納付していただけない場合は、日本年金機構が井上様の預金等の財産を差し押さえる場合もあります。



えっ、財産の差し押さえまで！



井上様は世帯主でするので、奥様の分の保険料の納付義務もあります。



ホントに厳しいんだな。

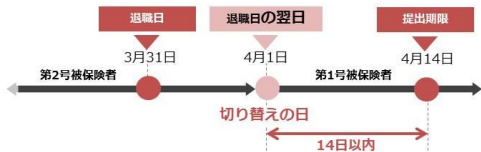
No.2-1 会社を退職したとき

必要な手続きは？



※配偶者を扶養している場合、配偶者の方(第3号被保険者)のお手続きも必要です。

例：退職日が3月31日の場合



納付方法は？

納付が困難な場合



最初にご説明させていただきましたように、失業や自然災害に被災するなど法律の条件に当てはまり、保険料を納めるのが困難な方には免除制度がございます。ただ、将来受け取る年金の金額は低くなります。

わかりました。



No.16-1 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 制度のご説明

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

定額保険料（月額）	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	15,590円	15,250円	15,040円	14,980円
免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	3,900円	3,810円	3,760円	3,750円
半額免除（2分の1納付）	7,800円	7,630円	7,520円	7,490円
4分の1免除（4分の3納付）	11,690円	11,440円	11,280円	11,240円
若年者納付猶予	0円	0円	0円	0円

申請・若年者


✓ 対象となる方

- 学生の方は、学生納付特別制度の対象となりますので、学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・若年者納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および学生は対象外）				30歳未満の第1号被保険者（30歳になる月の前月まで）
審査基準	申請者・申請者の配偶者・世帯主3名のそれぞれの所得が基準に該当することが必要です（P.45の審査基準参照）				申請者・申請者の配偶者2名のそれぞれの所得が全額免除基準に該当することが必要です
免除・若年者納付猶予を受けられる期間	7月から翌年6月まで（納付期限日から2年を経過していない期間）				
継続申請	できます（一部不可）	できません（更新手続きが必要です）			できます（一部不可）
将来受け取る老齢基礎年金額（※）	全額納めた場合の				年金額に反映されません
	8分の4	8分の5	8分の6	8分の7	
保険料の追納	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます（一定期間を経過している場合には、当時の保険料に加算が付きまます）				

（※）平成21年4月以後の期間である場合

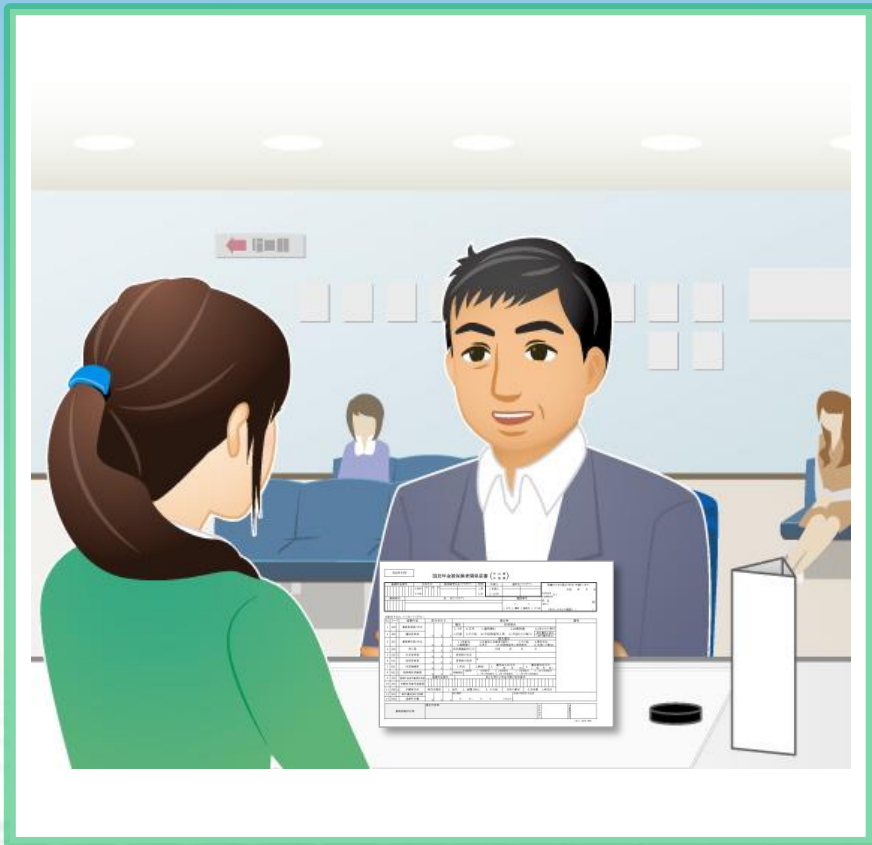


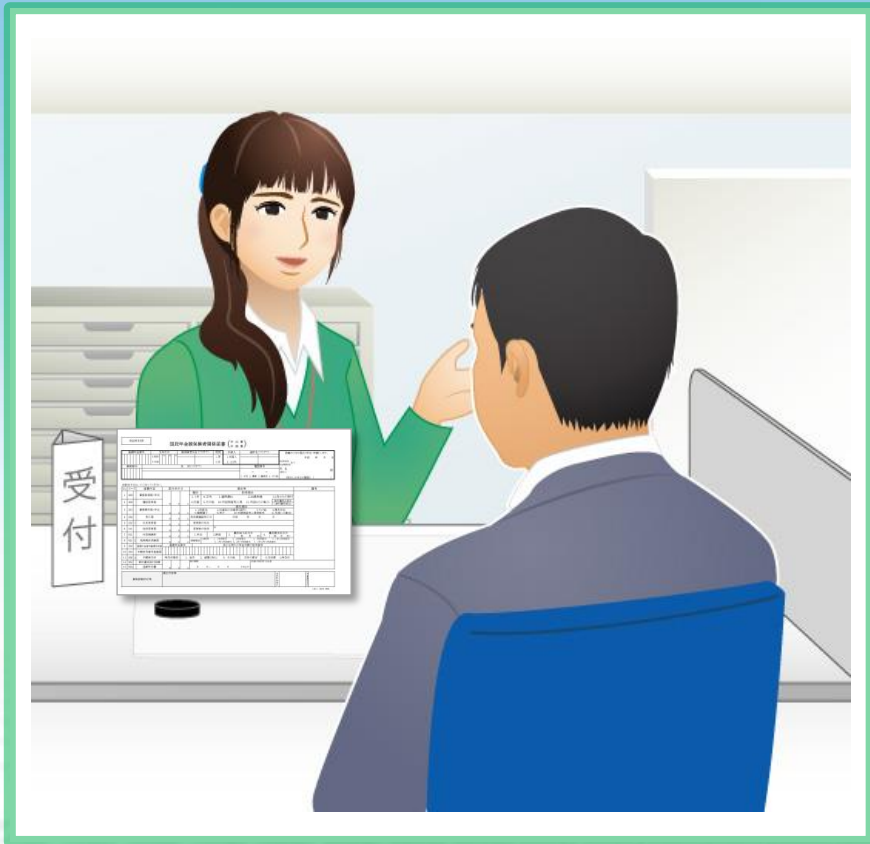


将来の年金額が少なくなるのも困るし、今は多少の蓄えもあるので、妻の分も含めて今日届書を提出して、納付書が届いたら保険料を納めます。それで、いざとなったら免除制度の利用も考えますよ。



ご理解ありがとうございます。





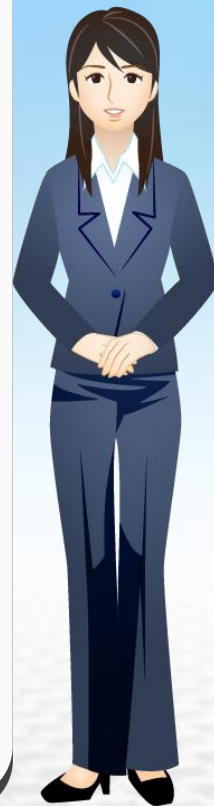
ありがとうございました。奥様の分の書類も
お預かりいたします。



(届出)
国民年金法

第十二条 被保険者（第三号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

2 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。

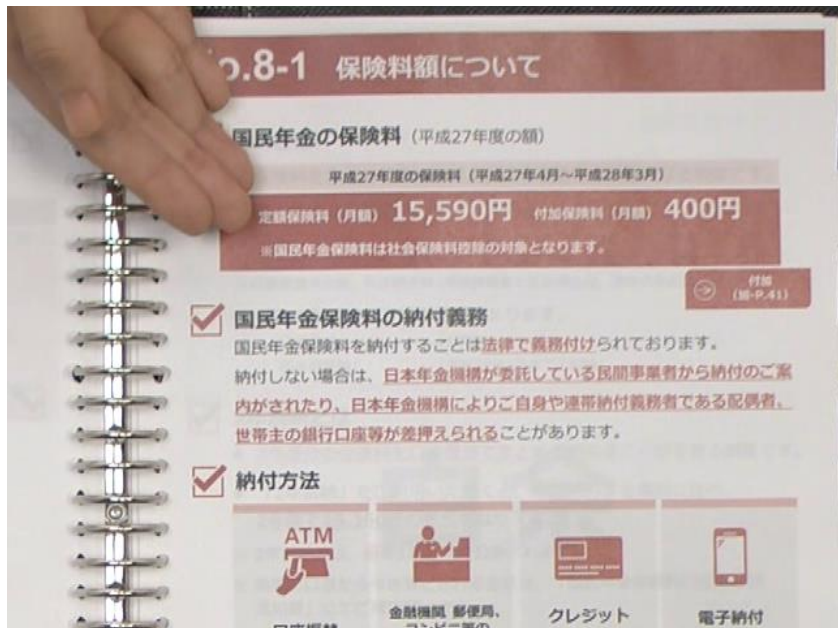






では、約1か月半後に保険料の納付書がお手元に届きますので、届きましたら納付をお願いいたします。保険料額は、先ほど少しお話をさせていただいたように、こちらの金額となります。平成27年度は月額15,590円です。配偶者の方の分も含めると月額31,180円です。

国民年金保険料は、納めた保険料が社会保険料控除として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減できるというメリットもあります。例えば、民間の個人年金の場合は、生命保険とあわせて一部までしか控除対象になりませんが、国民年金の保険料は全額が控除の対象となります。



No.8-1 保険料額について

✓ 国民年金の保険料（平成27年度の額）

平成27年度の保険料（平成27年4月～平成28年3月）

定額保険料（月額） **15,590円** 付加保険料（月額） **400円**

※国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。

➔ 付加
(No.9)

✓ 国民年金保険料の納付義務

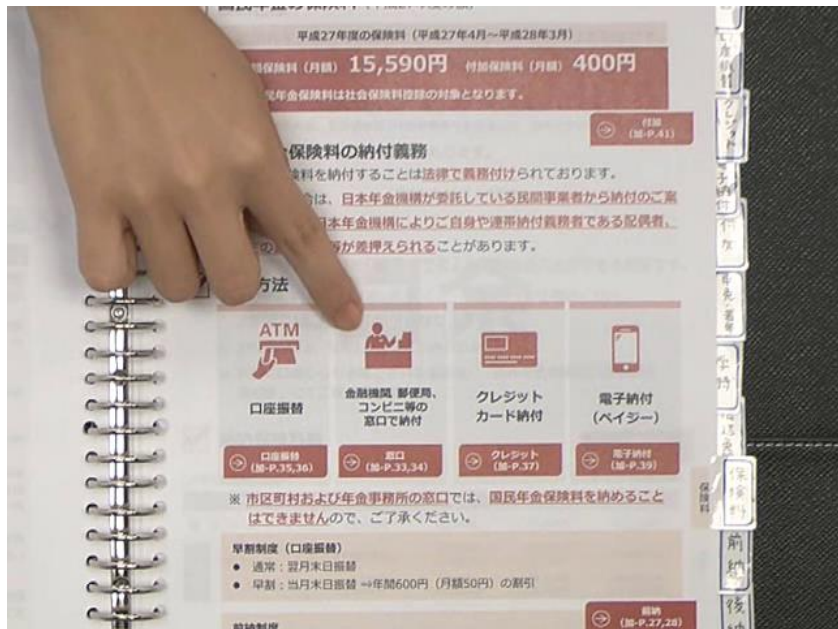
国民年金保険料を納付することは**法律で義務付け**られております。

納付しない場合は、**日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や連帯納付義務者である配偶者、世帯主の銀行口座等が差押えられる**ことがあります。

✓ 納付方法

 口座振替	 金融機関 郵便局、 コンビニ等の 窓口で納付	 クレジット カード納付	 電子納付 (ペイジー)
➔ 口座振替 (No.1)	➔ 窓口 (No.2)	➔ クレジット (No.3)	➔ 電子納付 (No.4)



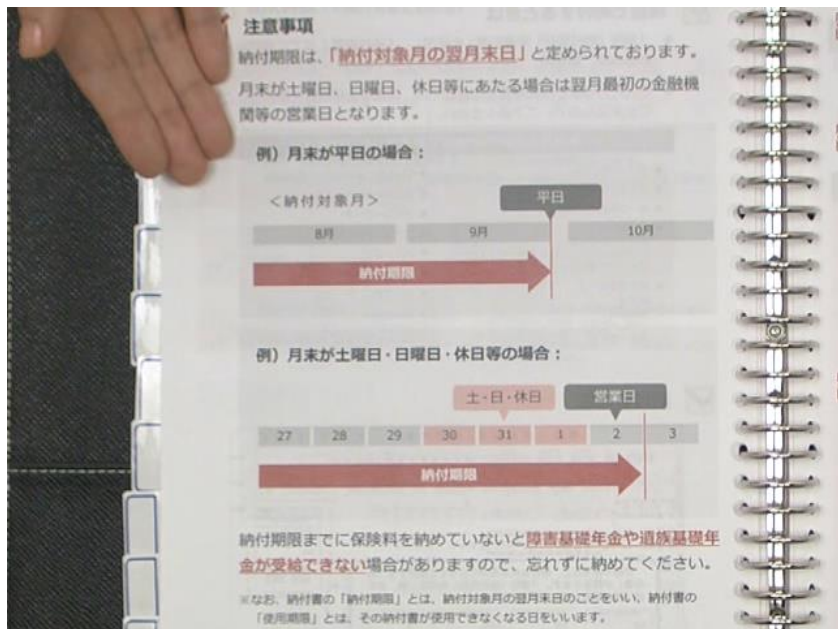


銀行や郵便局以外にも納付できるんだね。



はい、そのほか指定のコンビニエンスストアでも納付できます。また、銀行の口座振替やクレジットカードでの納付も可能ですし、まとめて前もって支払うことで割引が受けられる前納という制度もあります。





毎月の保険料の納付期限はいつまでですか？

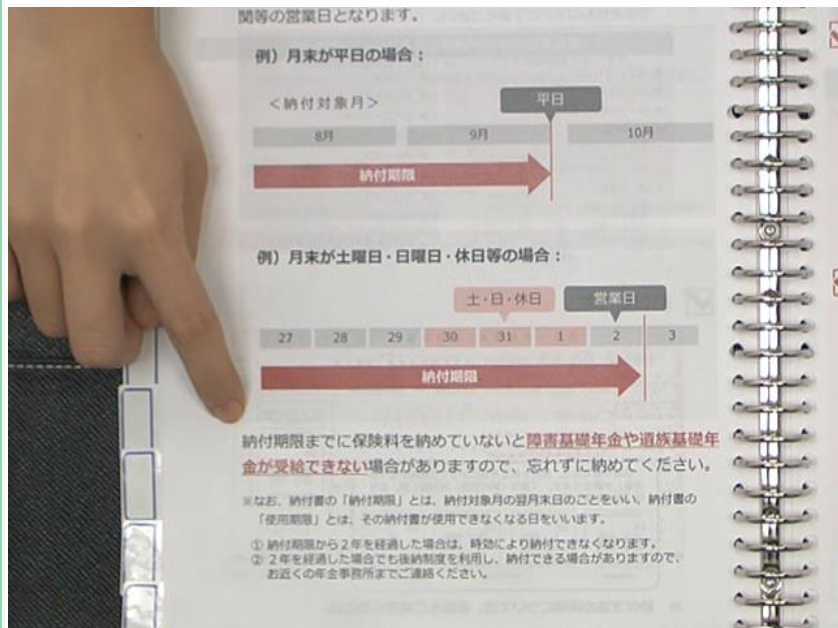


納付書を使って金融機関等で納付する場合は、納付対象の月の翌月の末日までが原則です。例えば、9月分なら10月31日が納付期限となります。もし月末が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日までです。



うっかり期限に遅れてしまった場合は、どうなりますか？





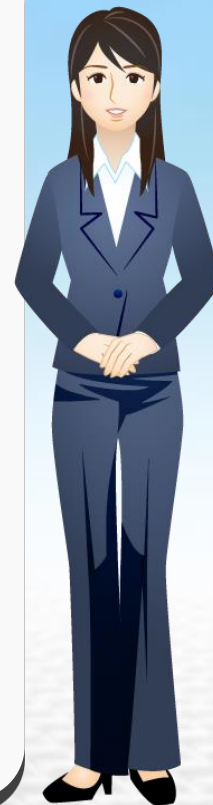
納付書に記載されている「使用期限」までは、「納付期限」後も納付できます。ただ納付期限を過ぎてしまうと、障害年金や遺族年金を請求しても受け取れなくなる可能性がございますので、納付期限までの納付をお願いいたします。なお、納付期限から2年以上過ぎてしまった場合には時効などにより納付ができなくなります。



注意していても忘れることはあるし、不安だな。



それでしたら、口座振替をお勧めします。保険料の納め忘れを防いで、さらに前もって保険料を納めると現金での納付よりも割引になる制度もございます。



<前納制度>

-  2年前納
-  1年前納
-  6か月前納

No.10-1 前納制度

☑ 前納とは

- 保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になる制度です。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。
※クレジットカード納付と電子納付は現金納付と同等の割引額になります。
- 口座振替申請後、引き続き第1号被保険者である場合は、翌年の引出は不要です。
- 前納の種類には下記の種類があります。
 - ・「2年前納」
 - ・「1年前納」
 - ・「6か月前納」
 - ・「平成28年3月までの前納」

☑ 2年前納とは

- 2年度分の保険料を口座振替でまとめて納めることができる制度です。
- 「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年度で15,360円の割引になります。
- ※ 2年前納額は、毎年2月下旬に公表されます。
- ※ 実際に口座から引き落とされる金額は、「国民年金保険料口座振替額通知書」にてご確認ください。

☑ 前納保険料額

＜平成27年度の場合＞ ※（ ）内は割引額

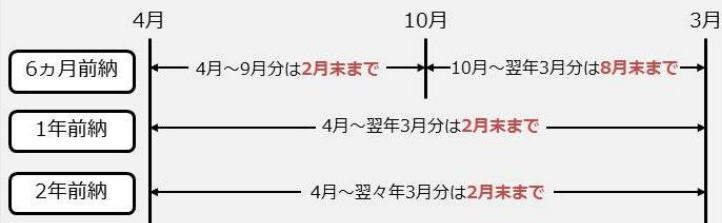
納付方法	12月分	12月分	12月分	合計
現金納付	15,360円	12,540円	127,260円	145,160円
クレジットカード納付	※前納制度なし (1,760円)	12,760円	127,760円	142,280円
口座振替	15,360円 (1,760円)	12,480円 (1,800円)	127,160円 (1,800円)	141,800円 (1,800円)

※ 割引額は年利4%の複利貸借法によって計算した額です。



<前納制度>

お申し込み期限（口座振替）：

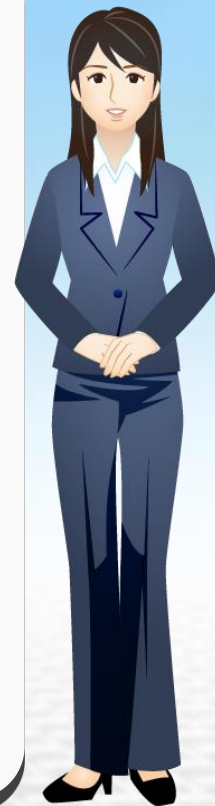


- 郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めの投函をお願いします。

引き落とし日：

6カ月前納	4月～9月分	4月末日
	10月～翌年3月分	10月末日
1年前納	4月～翌年3月分	4月末日
2年前納	4月～翌々年3月分	4月末日

※ 振替日が休日の場合は翌営業日に振替されます。



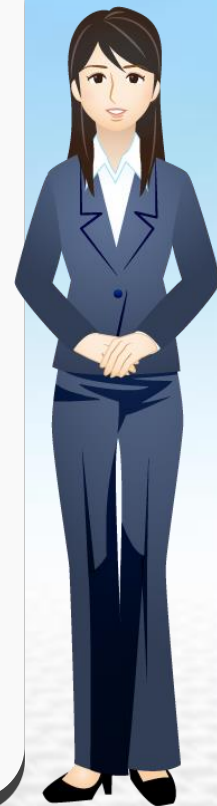


<前納制度>

— 注意点 —

口座振替による前納には
「申込期限」があること

その他、日本年金機構からのお知らせ等を確認してください



(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(単位：円)
※ () 内は割引額

(1) 2年前納 (口座振替のみ)			(2) 早割 (1ヵ月) 口座振替のみ	
前納する月	平成27年4月	(参考)	前納する月	平成27年4月から平成28年3月までの6月
納付方法	口座振替のみ	(毎月納付した場合)	定 額	15,540 (△50)
額	366,840	363,300		

(4) 6ヵ月前納

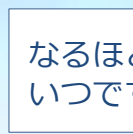
振替	前納する月	平成27年4月から平成27年10月までの月	平成27年4月および平成27年10月
	納付方法	納付書	口座振替
1,160 ,920)	定 額	92,780 <u>(△760)</u>	92,480 (△1,060)
700 100)	付 加	2,380 (△20)	2,370 (△30)
,860 ,020)	定額+付加	95,160 (△780)	94,850 (△1,090)

前納期間・額

前納する各月	平成28年		
	1月	2月	3月
定額	46,620 (150)	31,130 (50)	15,990 (0)
付加	1,200 (0)	800 (0)	400 (0)
定額+付加	47,820 (150)	31,930 (50)	15,990 (0)



本日、国民年金第1号被保険者への切り替えのお手続きを行いましたので、保険料の納付書が遅くとも本日より約1か月半から2か月の間には日本年金機構から井上様へ送付されますが、その中に「下期」つまり10月～来年3月分までの6か月前納の納付書が含まれています。



なるほど。その6か月前納の納付期限はいつですか？



10月31日までとなっています。ひと月ごとに納める保険料より760円割引になります。



それなら、割引額はあまり多くないけど、少しでも安いほうがいいですし、利用します。



井上様、一番割引額が多い制度は、口座振替で2年分まとめて前納していただく制度になります。2年前納をご希望でしたら、前納制度のうち2年前納をお選びいただき、来年の2月末までに口座振替のお手続きをしてお使いください。

へえ、そういうのもあるんだ。
その場合、割引額はどのくらいなの？



(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(参考資料) 前納する場合の期間

(1) 2年前納 (口座振替のみ)

前納する月	平成27年4月	(参考)
納付方法	口座振替のみ	(毎月納付した場合)
定 額	366,840 <u>(△15,360)</u>	382,200
付 加	9,220 (△380)	9,600
定額+付加	376,060 (△15,740)	391,680

(2) 早割 (1カ)

前納する月	定 額
-------	-----

前納する月	平成28年		
	1月	2月	3月
定 額	46,620 (150)	31,130 (50)	15,990 (0)
付 加	1,200 (0)	800 (0)	400 (0)
定額+付加	47,820 (150)	31,930 (50)	15,990 (0)

平成27年度版

加入・喪失・各種変更 | 81



はい、こちらのとおり、2年分の保険料を納付すると、約1か月分の保険料にあたる金額が割引になります。つまり、約23か月分の保険料の合計額を納めると、2年分24か月分の保険料を納めたこととなります。通常の納付方法と比較して保険料が大幅に割引となります。もちろん、前納制度の中では最も割引額の高い制度となっています。



そんなに割引されるなら検討しますよ。手続きは来年の2月までだね。



はい、よろしくお願いたします。保険料の金額は毎年改定されますので、金額を含めたより詳しいご説明をご希望でしたら、2月の早い時期にお近くの年金事務所までご相談ください。

No.9-1 付加保険料と付加年金

 付加保険料

定額保険料（平成27年度：15,590円）に加えて、**付加保険料（月額400円）**を納めた場合、年金受給時に年額で【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。

- 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。

1ヵ月間、付加保険料を納めていた場合の受け取る年金額

<給付額>
200円 × 1ヵ月
= **200円（年額）**

※ 付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

- 1ヵ月間付加保険料を納めた場合



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

 注意事項

- 付加保険料を納めるためには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。

➡ 届書等
(13)



井上様は「付加保険料」はご存知でしょうか？



いいえ、初めて聞きますが…



では、こちらをご覧ください。通常の国民年金の保険料に月400円プラスして「付加保険料」を納付いただくことで、老齢基礎年金に加算…つまり「付加年金」が支給される制度です。



へえ、それでどのくらい加算されるの？

No.9-1 付加保険料と付加年金

 付加保険料

定額保険料（平成27年度：15,590円）に付加保険料（月額400円）を納めた場合、年金受給時に年額で【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。

- 付加保険料を納めた場合は、以下の付加年金を受け取れます。

1カ月間、付加保険料を納めていた場合の受け取る年金額

＜給付額＞
200円 × 1ヵ月
= 200円（年額）

※ 付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

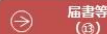
- 1カ月間付加保険料を納めた場合



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

 注意事項

- 付加保険料を納めるためには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月からとなります。



届書等
(13)



はい、年額で200円×付加保険料納付月数となりますが、いかがでしょうか？

400円払って、支給されるのが200円って…
なんかピンとこないなあ。



No.9-1 付加保険料と付加年金


付加保険料

定額保険料（平成27年度：15,590円）に加えて、**付加保険料（月額400円）**を納めた場合、年金受給時に**年額で【200円×付加保険料を納めた月数】**の付加年金が加算されます。

- 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。

1カ月間、付加保険料を納めていた場合の受け取る年金額

＜給付額＞
200円 × 1ヵ月
= **200円（年額）**

※付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

- 1カ月間付加保険料を納めた場合



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

注意事項

- 付加保険料を納めるためには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月からとなります。

➡ 届書等
(注)



例えば、20年間付加保険料を納めていただくと、納付していただく保険料の総額は400円×240月で96,000円となります。その結果、受け取る年金額は200円×240月で毎年1年間に48,000円ずつプラスされることとなります。例えば、65歳から国民年金部分にあたる老齢基礎年金を受け取るとしたら、65歳で48,000円受け取って66歳でも48,000円受け取ることになるので、この2年間で納めた保険料の合計額96,000円と同じ金額を受け取ることとなります。

ああ、そういうことか！毎年年金として48,000円貰えれば、2年間で96,000円になるんだ。いいね、利用しますよ。



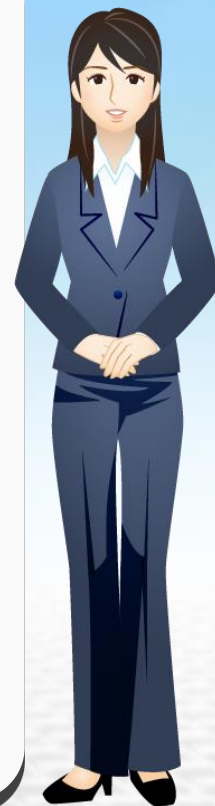


注意事項



届書等
(⑩)

- 付加保険料を納めるためには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。



加入・喪失・各種変更

